

安倍政権の改憲戦略と安全保障政策の検討

澤野義一

目次

- 一 はじめに
- 二 安倍政権の改憲戦略
- 三 安倍政権の「積極的平和主義」による安全保障政策
- 四 安倍政権の集団的自衛権行使容認論
- 五 おわりに

一 はじめに

二〇一二年一二月に行われた衆議院選挙の結果、与党民主党が惨敗し、単独過半数の議席を獲得して圧勝した自民党が第二次安倍政権を担うことになったが、憲法改正との関連でみると、自民党以外の改憲公約政党（日本維新の会、みんなの党、国民新党、新党大地など）も含めると、その議席総数は改憲に必要な三分の一を超えて、衆議院では改憲派議員による改憲提案が可能になつた。また二〇一三年七月に行われた参議院選挙では、改憲公約政党（自民党、日

本維新の会、みんなの党、新党改革の議席は、改憲提案に必要な三分の二に届かなかつたが、「加憲」論に立つ連立与党の公明党議員や、選挙で惨敗し求心力を失つた民主党の改憲派議員が加わると、参議院でも改憲提案可能な状態になつてゐる。しかし、明文改憲が直ちにできるわけではない。

自民党は上記の衆院選以来改憲に有利な情勢にあるとの判断から、憲法九六条の改正手続き緩和のための先行改憲を策動したが、参院選で圧勝したにもかかわらず、参院選後、安倍首相は、憲法九六条先行改憲論が有権者に必ずしも共有されていないとして、明文改憲については「腰を落ち着けてじっくりと進める」路線に転換した。しかし、憲法改正国民投票に備え、安倍政権は二〇一四年六月、とりあえずはこれまで不備のあつた国民投票法の改正を国会で強行した。

改憲手法としては、世論調査では改憲問題は一般的には雇用や年金問題などに比べると関心が高くなく、とりわけ憲法九条改憲については反対意見が多い状況にあることから、憲法九条の中心的論点である「集団的自衛権行使」の是非については国会審議を避け、二〇一四年五月に首相に提出された諮問機関の「安保法制懇」（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）の略）報告書を踏まえ、同年七月には、従来政府見解の解釈を閣議だけで変更する決定（集団的自衛権行使禁止から容認への解釈改憲）を先行させた。さらに、安倍政権は二〇一五年度通常国会において、二〇一四年の年度末に改定される日米新ガイドライン（防衛協力の指針）なども踏まえ、当該閣議決定を具体化する諸立法を整備しようとしている（立法による実質的改憲）。

具体的な安全保障政策に関しては、安倍政権は二〇一三年一二月、戦争司令塔である「国家安全保障会議」を設置する法律と、安全保障に関する特定秘密を保護するための法律を强行成立させた後、国家安全保障会議の行動指針となる「国家安全保障戦略」のほか、「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」を閣議決定し、その基本理念として

「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を掲げた。しかし、その内実は憲法九条を形骸化する「積極的軍事（戦争）主義」であり、軍事力を強化し、集団的自衛権行使や軍事的国際貢献を推し進めるものである。これも、立法や政治運用（政策）による実質的改憲といえる。

上記の第二次安倍政権の改憲戦略と安全保障政策は、第一次安倍政権の失脚で果しえなかつた課題を再度実行しようとするものであるが、憲法九六条の先行改憲、憲法九条の改正、集団的自衛権行使容認などについては、世論調査では国民の多数から支持されていない現況にある。そのような点も踏まえつつ、本稿では、安倍政権の改憲戦略と安全保障政策について、①安倍政権の改憲戦略、②安倍政権の「積極的平和主義」による安全保障政策、③安倍政権の集団的自衛権行使容認論の三つの側面から、批判的に検討することにする。

なお、第一次安倍政権下では、教育基本法の改悪、防衛省設置、海外派兵を本格任務とする自衛隊法改悪、イラク特措法の延長、「安保法制懇」の設置、憲法改正国民投票法の制定などが行われたことを想起しておきたい。

二 安倍政権の改憲戦略

第二次安倍政権は上述のように、当面は解釈改憲・立法改憲・運用（政策）改憲の手法で改憲の実質化を図ろうとしているが、それを検討するに先立つて、自民党の明文改憲の特色を概観しておくことにする。⁽¹⁾

1 明文改憲—自民党「憲法改正草案」のイデオロギー性

安倍自民党が実行しようとしている直近の第二次「憲法改正草案」(2012年)は、第一次「新憲法草案」(2005

年)に比べると保守性が濃厚であるが、その特徴をイデオロギー的に概観するとすれば、以下のように、反立憲主義、新保守主義、新自由主義、軍事的「平和主義」、新国家主義の五つの視点から分析することができるが、そのイデオロギー性は相互補完的な関係にあることにも留意する必要がある。

第一は、反立憲主義である。それは、現行憲法の基本原理である国民主権（象徴天皇制の制限、議会優位の民主主義、地方自治の尊重など）・非武装平和主義・基本的人権尊重主義を軽視ないし否定し、憲法改正権の限界を超える違憲の「改正」（保守革命）を行うとしているからである。憲法改正手続きの緩和のほか、以下の多くの改正事項も憲法改正権を逸脱している。

第二は、新保守主義である。まずは、天皇中心国家を前面に押し出し、天皇の元首化・公的行為の拡大が図られ、国旗・国歌に対する国民の尊重要請などが規定されている。人権規定では、公共の福祉に代わる公益等の重視による人権制限が表現・結社の自由等にも適用されること、大臣が神社参拝できるように政教分離規定が緩和されたこと、外国人参政権が否認されたこと、抵抗権や普遍的人権・将来的な国民の人権を保障する人権の本質的規定が削除されたこと、家族の相互扶助規定が入ったことなどに、保守主義が現れている。なお、「新保守主義」という表現は、次の「新自由主義」と共存する現代的保守主義の意味で使用している。

第三は、新自由主義である。それは、経済活動の規制緩和・徹底自由化路線に正当性を与えることを意味するが、憲法前文の「活力ある経済活動を通じた国の成長」という表現や、公共の福祉による営業の自由活動規制を撤廃する規定の導入に現れている。社会権である公務員労働基本権の制限、財政の健全性原則（福祉国家的財政の否定）、地方の「自己責任重視なども、新自由主義的なものである。

第四は、軍事的「平和主義」である。それは、国民の平和的生存権の否定、自衛権（解釈上では集団的自衛権も含

む）。国防軍・軍法裁判所・海外派兵の容認、領土保全等への国民協力、国家緊急権容認による人権制限、苦役禁止規定の緩和（安全保障などの政治的理由による徵用などは苦役禁止に当たらないとして、容認される余地がある）、大臣の文民規定削除などに現れている。

第五は、新國家主義である。それは、議会制民主主義の軽視、首相の権力強化、政党条項の導入、地方自治に対する國の協力要請などに現れている。憲法尊重擁護義務者を第一に国民とした後に、天皇を除く大臣などの公務員としていることもそうであるが、主権者が権力担当者を監視し守らせるという国民主権原理を否定することになる。なお、以上のような自民党憲法改正草案のイデオロギー性を批判するには、日本国憲法の基本的国家觀を絶えず再確認しておく必要があろう。それは、人権思想の觀点でいえば、社会権を重視し、精神的自由権を尊重する社会民主主義的な自由主義である。平和主義の觀点でいえば、非軍事による国民の平和的生存権と福祉的生存権の一体的保障によつて軍事費を福祉予算に使用する福祉国家や、集団的自衛権行使に基づく軍事同盟や海外派兵を認めない永世中立国家である。統治制度の觀点では、国民主権原理に基づく国会重視の議会制民主主義・議院内閣制・小選挙区でない比例代表的選挙制度のほか、憲法理念を自主的に決定できる地方自治の尊重などが基本におかれているといえる。

2 解釈改憲（その二）——閣議決定による集団的自衛権行使容認の違憲性

上述したように、安倍内閣は七月一日、集団的自衛権行使を認めない（違憲）とする従来の政府（内閣法制局）見解を根本的に変更し、集団的自衛権行使を容認（合憲化）する閣議決定を強行したが、それに先立つて、閣議決定の基礎となる「安保法制懇」報告書が首相に提出されている。

「安保法制懇」報告書の要点は、第一に、従来政府の憲法解釈に変遷があることを指摘する中で、集団的自衛権行使が禁止されていない論拠として砂川事件最高裁判決（一九五九年）に注目したこと、集団的自衛権と個別的自衛権を

分ける根拠がないこと、平和的生存権や幸福追求権を自衛力正当化の論拠にあげたこと、憲法の平和主義を「積極的平和主義」と認識すること、などである。第二に、集団的自衛権行使（自衛隊による米艦防衛、米国へ向かう弾道ミサイル迎撃、シーレーンでの機雷除去）だけではなく、国連の集団的安全保障（PKO活動における他国部隊への駆けつけ警護など）やグレーゾーン防衛（離島防衛など、武力攻撃に至らない侵害の排除）に関する具体的行動事例をあげていることである。第三に、具体的行動事例に対処できる憲法九条解釈として、侵略以外の武力行使はすべて可能であることや、集団的自衛権行使の要件を提示していることである。なお、集団的自衛権行使の要件とは、①日本と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生していること、②それが日本の安全に重大な影響を及ぼすこと、③攻撃を受けた国から明白な救援の要請があること、④第三国（領域）を通過するさいはその国の許可を得ること、⑤総理大臣が集団的自衛権行使の必要性を総合的に判断すること、⑥国会の承認を受けること、である。第四に、上記事例に對処できる法整備の必要性を提言していることである。第五に、集団的自衛権行使は憲法解釈の整理だけで可能であり、憲法改正は不要なことを指摘していることである。

次に、集団的自衛権行使容認を中心とする閣議決定（正式名称は「國の存立を全うし、國民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備」）についてであるが、その基調は「安保法制懇」報告書と同様であるが、第一に、武力攻撃に至らない侵害への対処が指摘されている。第二に、國際社会の平和と安定への一層の貢献として、海外派兵禁止について従来政府が唱えてきた「武力行使一体化」論や「非戦闘地域」論などは否定されるべきこと、PKOなど集団的安全保障における武器使用の拡大を認めるべきことが提言されている。第三に、憲法九条の下で許容される自衛措置として、実質的に集団的自衛権を含む自衛権行使の要件（三要件）が定義的に示されている。ただし、この閣議決定では、「安保法制懇」報告書とは異なり、國民から警戒感を抱かれる「集団的自衛権」概念を使用することは基本的

に回避されている。また、実質的な集団的自衛権行使容認の論拠としては、識者から批判された「安保法制懇」の言及した砂川事件最高裁判決ではなく、集団的自衛権と憲法との関係について述べた一九七二年の政府見解が論拠にされているのが特色である。第四に、今後の国内法整備の必要性が提案されている。

さて、このような内容の閣議決定の性格をどう評価すべきかといえば、それは違憲・無効の決定であるといわざるをえないであろう。というのは、本来は憲法改正を要する重大事項を、憲法改正手続きを踏まずに内閣の解釈だけで変更することは「解釈改憲」であり、國民主権や立憲主義（憲法による政治という原則）に反するからである。その論拠を敷衍すれば、次のようにいえよう。

そもそも、内閣の権限を規定する憲法七二条や改憲手続きを規定する憲法九六条によれば、改憲に関連する決定や提案は、法律案の場合と異なり、主権者を代表する国会だけができ、内閣はできないと解される。⁽²⁾また、憲法に反する閣議決定はもちろんできないが、憲法九条の理念を体现した憲法的な原則（憲法慣習）として扱われてきたような政府見解で、国会でも確認されてきたもの（集団的自衛権行使禁止原則や武器輸出三原則）に関しては、一内閣の閣議決定だけで拙速に変更することもできないと解される。

そうだとすれば、大臣等の公務員の憲法尊重擁護義務を定める憲法九九条と、憲法に反する国の行為は無効であると定める憲法九八条に照らせば、安倍内閣の集団的自衛権行使を容認する閣議決定は立憲主義に反し、違憲・無効である。ただし、閣議決定の違憲性を現時点で裁判で争うこととは訴訟論的には困難であろう。もちろん、市民的な運動としては閣議決定の撤回を求めていくことは意義がある。⁽³⁾

3 解釈改憲（その二）—閣議決定における集団的自衛権行使要件の問題

閣議決定では、「集団的自衛権」概念を使用することが回避されていることは上述したが、以下の自衛権行使の定義的な新三要件の中に、実質的に集団的自衛権行使が容認されている（集団的自衛権についてはカツコの部分に反映）。すなわち自衛権は、①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき、③必要最小限度の実力行使ができる、というものである。

しかし、この三要件の提示にかかわって、いくつかの疑問がある。その一つは、安倍首相が閣議決定のさいに行つた記者会で、「自衛権行使の新三要件は従来と基本的考え方は同じ」、「憲法解釈の基本的考え方は変わらない」、「憲法の規範性を何ら変更するものでない」と説明したが、それは国民を欺くものである。というのは、従来の定着した政府見解（一九八一年五月二九日政府答弁書）は、次のように、集団的自衛権行使を明らかに認められないと述べているからである。すなわち、「國際法上、國家は、集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有している」が、「わが国が、國際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、どうぜんであるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されない」と。

第二に、閣議決定の自衛権行使の要件においては、一九七二年の政府見解を論拠に、個別的自衛権のみならず集団的自衛権についても自衛権（自衛措置）に含め、自衛権行使が国民の平和的生存や幸福追求権などの保障を目的にし

てはいるかのように解釈されている点である。しかし、当該政府見解は、結論的には集団的自衛権行使容認を否定しているから、自衛権（自衛措置）に集団的自衛権を含めたり、集団的自衛権行使が国民の幸福追求権などを守るためにものであるかのように解釈することには無理がある。⁽⁴⁾むしろ、次の第三で述べるように、集団的自衛権行使は国民の幸福追求権などを制限したり、危うくしたりする恐れがある。ここには、本来異質の個別的自衛権と集団的自衛権を同列に扱つたことによる新三要件の不明確さと難点が表れているともいえよう。なお、念のため、一九七一年の政府見解を左記に引用しておくことにする。

【集団的自衛権と憲法に関する一九七一年一〇月一四日の政府見解（参院決算委員会提出）】

「憲法前文において「全世界の國民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また憲法二三條において「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、・・・國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし國民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛措置をとることを禁じてはいるとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めては解されないのであつて、それは、あくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、

他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。」

第三に、安倍首相は閣議決定のさいに、「自衛措置は抑止力であり、閣議決定で日本が戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなる」と説明しているが、これも国民を欺くものである。

眞実は首相の説明とは逆のものとみるべきであろう。というのは、集団的自衛権行使に備え、抑止力として海外展開用の軍事力を増強することは、近隣諸国の軍備増強の要因になり、むしろ軍事的緊張から戦争を誘発する。また集団的自衛権を実際行使すれば、その反動として日本が戦争に巻き込まれる危険性も高まる。それに対処するために作られているのが、外国からの武力攻撃を想定し、国民の戦争協力を求めることができる有事法制である。⁽⁵⁾ 憲法学説では、閣議決定や首相などの説明とは逆に、国民の平和的生存権や幸福追求権が保障されるためには、非軍事的平和政策こそが望ましいという有力な見解も唱えられてきている。⁽⁶⁾ 首相らの説明は、自民党改憲草案が自衛権規定（解釈としては集団的自衛権を含む）を導入したことにより、国民の平和的生存権（現行憲法前文）を否定し、幸福追求権の公益等による制限を可能としていること（改憲草案一三条）とも整合しない。国民の幸福追求権などへの言及は、集団的自衛権行使容認を国民に了解してもらうための便法にすぎないといえよう。

第四に、安倍首相は閣議決定のさいに、「海外派兵は一般的に許されないという従来の原則は変わらない」、「イラク戦争のような戦闘には参加しない」などと説明しているが、それも疑問である。対等な立場で日米同盟を深化させ地球規模に展開することが集団的自衛権行使容認の最大の目的であるから、アメリカの要請による自衛隊海外派兵は従来のような後方支援に限定せずに、米軍と軍事的に一体となる活動も想定されているはずである。したがって、集団

的自衛権行使について、二要件によつて限定がなされたとの説明がなされているが、実際に歯止めがかかる保証はない。例えば、「必要最小限度の実力行使」といつても、その程度はアメリカなどの「他国に対する武力攻撃の発生」や戦闘の規模に応じ相対的に決定されることになるから、相当大規模になることもありうるし、相手国からは過剰な武力行使にみえるかもしれない。個別的自衛権に関する解釈の先例では、核戦争時代には「自衛のため必要最小限」であれば核兵器も保有できるという政府解釈もあるくらいである。

なお、集団的自衛権行使要件を満たす場合に想定される自衛権行使の具体的な事例は、閣議決定ではほとんど言及されていないが、「安保法制懇」や「安全保障法制整備に関する与党協議会」（二〇一四年五月二七日）には示されている。後者では、有事のさいに日本人を輸送する米艦の防衛、防衛が不十分な米輸送艦の防衛、米国へ向かう弾道ミサイルの迎撃、シーレーンにおける掃海活動への参加など八事例が示されている。しかし、それらは現実性がないか、集団的自衛権行使をする必要性がないものである。⁽⁷⁾

集団的自衛権の本質は、自国と密接な利害関係にある国を攻撃した他国に対して、自国が攻撃されていないにもかかわらず援助（他国防衛）するために先制攻撃することであるから、自国防衛的な本来の個別的自衛権とは異なり、そもそも自衛権行使要件が厳守されることは期待できない。実際、国際社会では海外戦争を正当化する口実として使用されてきた集団的自衛権は、その行使要件（同盟国が本当に他国から侵略されて個別的自衛権を行使し、当該被侵略国が援助を要請しているのかどうかなど）を満たしていいるかどうか不明のまま濫用されてきている。⁽⁸⁾

それはともかく、日本の平和憲法との関連も含め、集団的自衛権行使容認論に含まれている法理論的な問題点については、後で検討することにする（四を参照）。

4 立法改憲・集団的自衛権行使のための法整備

改憲をじっくり進めていくという安倍首相の発言がある一方で、自民党にとつては、自民党改憲草案には現行憲法の基本原理を否定する危険な内容が含まれていることが国民に十分知られないうちに、あるいは知られにくい手法で成立させたいというのが本音であろう。それは、改憲の手口をナチスから学べといふ麻生副総理の発言、すなわち「憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。」という発言（二〇一三年七月二九日講演会）になつて現れたといえる。この発言の中の「だれも気づかないで」「ナチス憲法に変わった」というのは間違いであり、ナチス政権のあからさまな暴力的統治の下で、ワイマール憲法は存続したが、一九三三年の授権法（憲法に違反する法律制定権を政府に付与）によつて憲法の効力が事実上喪失したというのが正しい。この点は留意したうえで、安倍政権でその手口に類似するのは、以下に検討するように、例えば「国家安全保障基本法」によつて集団的自衛権行使を可能にする「立法改憲」である。ところで、自民党が準備し、二〇一五年度の国会に上程されるかもしれない「国家安全保障基本法」案は、集団的自衛権行使を容認する規定を導入している点に眼目があるといえるが、それ以外に、国の安全保障政策に協力すべき国民の責務規定のほか、安全保障に関する機密保護法や恒久派兵法等の制定課題の提示も明記している⁽⁹⁾。今後は、周辺事態法・有事法制・自衛隊法などの既存の法改正や、「恒久派兵法」などの新法制定といった、閣議決定を具体化する法整備（立法改憲）が予定されている。

そこで問題なのは、仮に、「国家安全保障基本法」が憲法九条の明文改憲に先立つて成立し運用されることになれば、現行憲法九条が存在する状態で、憲法九条が事実上無効化されるということである。これは、ナチス政府の授権法によるワイマール憲法の無効化に類似する。⁽¹⁰⁾

また仮に、「国家安全保障基本法」が制定された後に、自民党改憲草案九条のような形で明文改憲が実現すれば、「国家安全保障基本法」は憲法的にも正当性を与えられることになろう。しかし、それと同時に、自民党改憲草案の国家緊急事態権が容認され、緊急事態宣言が発せられた場合には、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定することができるから（改憲草案九八・九九条）、国会の法律によらないで、国民に対し政令で服務義務を課し、国民の人権を規制することができるようになる。ここでも、ナチスの授権法と類似の法運用がありえないことはない。自民党改憲草案では、人権は最大限尊重されるとしているが、緊急事態においては国民が服務義務に抵抗することは「公益及び公の秩序」に反するとされ、許されるかどうかの保障はない。上述したように、苦役禁止規定の緩和により国民の徴用や「経済的徵兵制」（入隊すれば大学の奨学金がもらえるといって低所得層から隊員を募る仕組み）もありうる。^{〔12〕}

なお、「国家安全保障基本法」案の国会提出については、議員立法による方法もありうるが、内閣法案であれば、内閣法制局が集団的自衛権行使を違憲としていたので、従来の内閣法制局見解を変更しないことには、内閣法案として国会に提出するのは困難なことが予想された。そこで、安倍内閣は、内閣法案で「国家安全保障基本法」案を国会に提出することも可能になるよう、法制局長官として、従来の政府解釈を堅持する山本庸幸氏を退任せ、従来政府解釈の見直しに前向きな外務省出身・駐仏大使の小松一郎氏を起用した。集団的自衛権解釈の見直しを提言した第一次安倍内閣の「安保法制懇」で事務方としてかかわった小松氏のような人物の起用は、内閣から一定の距離を保つた独立的な行政機関として活動することが期待されてきた内閣法制局を、権力追随機関にすることを意図したものといわざるをえない。ちなみに、二〇一三年八月二〇日最高裁判事に就任した山本氏は、同日の記者会見で、従来の法制局見解を踏まえ、集団的自衛権について、「半世紀にわたり議論されてきた従来の解釈を変えるのは難しい。集団的自衛権の行使を可能にする方が適切だ」と述べ、安倍内閣の解釈改憲の手法に疑問を呈している。このことから、将来

的には、集団的自衛権行使容認ないし当該関連立法が違憲であるという最高裁判決が、多数意見として出されるかどうかは不明であるが（統治行為論などが理由）、少数意見として出される余地もあらう。

三 安倍政権の「積極的平和主義」による安全保障政策

上述したように、安倍内閣は二〇一三年一二月、国家安全保障会議設置法と特定秘密保護法を成立させた後、国家安全保障会議の行動指針となる「国家安全保障戦略」のほか「防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画」を閣議決定したが、その基本理念には「国際協調主義に基づく積極的平和主義」がおかれている。ここでは、その基本的理念に基づく国家安全保障戦略のほか、具体的な関連事項として、特定秘密保護法と、武器輸出三原則の撤廃について検討する。

1 「積極的平和主義」による国家安全保障戦略

安倍首相は二〇一二年頃から「積極的平和主義」を国内外でアピールしてきたが、二〇一三年元旦の年頭所感でも、内向きな発想では日本の平和を守ることができないとし、「積極的平和主義」を「日本が背負うべき二一世紀の看板」であると強調している。

ところで、「積極的平和主義」の内実は「国家安全保障戦略」の中で説明されているが、その基本目標とされているのは、①日本の抑止力強化、②日米同盟やパートナー諸国との協力によるアジア太平洋地域の安全保障環境の改善、③普遍的価値・ルールに基づくグローバル安全保障環境の改善である。①では、日本に対する武力攻撃事態等

から大規模自然災害に至るあらゆる事態に対応する総合的安全保障体制構築のため、核抑止力、領域保全、海洋安保、安全保障情報機能の強化、防衛装備や技術の海外共同開発・移転（武器輸出三原則の見直し）、宇宙の安全保障的活用などが提言されている。

②では、日米同盟の抑止力向上（日米防衛協力の指針の見直し）のため、彈道ミサイル防衛、海洋・宇宙・サイバーネットワーク、大規模災害対応等における協力強化、日米合意による在日米軍再編の着実な実施のほか、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に関しては、北朝鮮や中国との軍事的緊張を念頭に、日米韓、日米豪、日米印、ASEAN諸国等といった重層的な枠組みを活用して安全保険協力を強化していくことが提言されている。

③では、常任理事国入りも念頭にした国連外交への積極的寄与、国際社会のルール（法の支配）作り、軍縮・核不拡散の主導、PKOやODAによる国際平和協力などが提言されている。

「国家安全保障戦略」は、以上のような安保政策を理解促進させるために、防衛生産・技術基盤の維持・強化、国民が「國と郷土を愛する心」を養い、自衛隊や在日米軍の活動を理解し協力する諸施策を推進することと、高等教育機関における安全保障教育の拡充や実践的研究の実施なども提言している。

なお、以下において二点付言しておきたい。一つは、上記②は特に集団的自衛権にかかわるテーマが取り上げられているが、「国家安全保障戦略」では、集団的自衛権の用語を使用しないで説明されていることである。それは、集団的自衛権行使容認を実質的に容認した安倍内閣の閣議決定と類似している。

もう一つは、「積極的平和主義」という表現に関する問題である。日本国憲法の「平和主義」が非戦・非武装・非暴力の理念をもつているとすれば、「積極的平和主義」は英語では Positive Pacifism であろう。平和学研究者のヨハン・ガルトゥングが使用している「積極的平和」（Positive Peace）が、それに近い考え方である。戦争の起きる原因（差

別や貧困などの社会的な構造的暴力⁽¹⁾を、基本的には軍事力を用いずに除去していく政策や行動を示す⁽²⁾意味する。しかし、安倍首相や外務省は、「積極的平和主義」を対外的に表現する場合は、Positive Pacifism & Positive Peaceの表現を避け、Proactive Contributor to Peaceと表現している。けれども「和平に積極的貢献する国」を田辯すと、⁽³⁾普通の国の姿勢と大差がない。proactiveは安全保障分野では先制的に軍事的対処措置をとることの意味も含まれてゐる。Proactive Peaceによると、「積極的平和主義」は、対外的には「軍事的な平和貢献」を趣旨とするものと受け止められるであつて、安倍流「積極的平和主義」は日本政府と外交・安保政策で協調しなくてはならぬからは歓迎されるとしても、憲法九条の本来の「平和主義」とは相反するものとされるをなす。

「積極的平和主義」の提唱は、実は日新しきものではない。例えは一九九〇年代初頭に改憲派の小沢一郎議員は、非軍事的平和主義や非武装中立を「一国平和主義」とか「消極的平和主義」と批判し、「国連中心主義」「国際協調主義」による海外派兵や集団的自衛権行使がやめないとが「積極的平和主義」であると主張していた。やむにやかのばれば、一九五〇年頃の講和条約締結にかかわって論議された、国連加盟と永世中立に關する論議において、国際法学者の横田喜三郎は、国連の制裁に参加しない永世中立のような「消極的な平和主義」ではなく、「積極的な平和主義で行くべきある」と述べている。⁽⁴⁾この見解は、結局は、日米安保条約を正当化する⁽⁵⁾ことになる。

他方、それに批判的な当時の法学者の平野義太郎のように、軍隊を保持せず、いかなる戦争にも巻き込まれない永世中立こそが「積極的な平和愛好的人民的国際主義」であるとする見解も唱えられていた。⁽⁶⁾それと近似する現代の積極的平和主義の実例としては、一九八三年以来の中米コスタリカの非武装永世中立（宣言）がある。それは積極的非武装中立ともいわれるが、公式名称としては、「永世的、積極的（active）、非武装的中立」である。

ハのようには「積極的平和主義」が相反する形で用いられてゐることを考慮すると、当該用語の使用にこだわるのは

誤解をまねくことになる。それはともかく、「積極的平和主義」という表現で「平和主義」を平然と僭称して、憲法九条の理念を形骸化することに邁進する安倍政権の外交・安保政策には問題があるといえよう。

2 安保・軍事情報の統制—特定秘密保護法を中心に

「特定秘密保護法」は、国の安全保障（国と国民の安全確保）のため、防衛・外交・特定有害活動（スパイ行為等）防止・テロ防止に関する情報のうち、特定秘密に指定された情報を取り扱う者（公務員や民間業者）、不正アクセス等で取得した者、情報漏えいを教唆した者などを処罰する。特定秘密の指定については、各行政機関の長が行い、有効期間は5年だが延長は可能である。特定秘密は当該法律と同様の秘密保護を講じている外国政府や、国内の議会の秘密会などには提供できる。特定秘密取扱者については適正評価を行う。同法の適用にさいしては、国民の知る権利や報道・取材の自由に配慮する。

このような事項を規定する特定秘密保護法には、情報公開に関する国際基準や日本国憲法の基本原理に反する危険な内容が含まれている。⁽¹⁸⁾

まず、情報公開に関する国際基準については、二〇一三年六月南アフリカの首都ツワネで公表された「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）があることに留意する必要がある。これは、七十カ国に及ぶ人権や安全保障等の専門家・国連関係者らが二年間議論してまとめた立法のさいのガイドラインであり、次のような基準が示されている。すなわち、防衛計画や兵器開発など限定した情報は非公開にできるとはいえ、国民の知る権利を制限するには政府に説明責任があること、人権や人道に反する情報は非公開にできないこと、公益のための内部告発者は報復を受けないこと、情報漏えいへの罰則は公益を損ない重大な危険性が生じた場合に限られること、秘密情報を

入手・公表した市民を罰しないこと、独立した監視機関を設置すること、情報を無期限に秘密にしないことなどである。

このツワネ原則によれば、日本の特定秘密保護法は、秘密保護の対象・範囲が広範であること、特定秘密取扱者だけでなく市民も罰せられることに対する歯止めがないこと、国民の知る権利が原則でなく「配慮」される程度で、政府の説明責任や独立した監視機関に関するても明らかでないことなどの問題がある。

以上のこととは、日本国憲法でいえば、基本的人権、國民主権、平和主義の基本原理を侵害する。①第一に、人権との関係では、国民の知る権利に応える取材・報道の自由を保障する表現の自由（二二条）のほか、政府情報を取得・収集して批判的な学問研究を行う自由（二三条）が制限されること、また特定秘密取扱者の適正評価に際しては、家族関係・犯罪歴・病歴・経済状況などが調査されプライバシーが侵害されること、処罰理由が不明確なまま罰せられるため適正手続保障（三一条）に反することなどの問題がある。②第二に、國民主権との関係では、適切な情報に基づいてのみ民主的な政治参加が可能となる民主主義の基盤が失われる。国会においては議院の国政調査権（六二条）が制限され、議員も秘密漏えい等で罰せられることになる。③第三に、平和主義との関係では、とりわけ憲法九条を前提とする限りは、防衛情報は本来秘密として保有できます、安全保障情報の秘匿も厳格に限定されるべきだという観点からみると、秘密保護法は平和主義の原理に反する。防衛・安全保障情報の秘匿によって、市民の平和的生存権がむしろ侵害される恐れがある。

ひるがえつてみると、特定秘密保護法制定の必要性は、日米同盟強化・軍事一体化の一環として一〇〇七年七月、第一次安倍政権時に締結された「秘密軍事情報保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」（GSOMIA）の具体化が、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置とともに、中国の海洋国家化に

対するアメリカの西太平洋における抑止戦略（エアシー・バトル構想）や、武器の共同開発・生産基盤の確立を目指す財界の要求などに基づいて急浮上したものである。

特定秘密保護法は二〇一三年一二月、自・公与党の強行採決で成立し、施行は公布の日から一年以内に政令で定められることになっているが、このような危険な違憲立法は廃止されるべきである。

3 武器輸出三原則の撤廃

安倍内閣は二〇一四年四月一日、武器輸出禁止に関する従来の「武器輸出三原則」を撤廃し、武器輸出を解禁・拡大する「防衛装備移転三原則」を閣議決定したが、それは平和憲法に違反するものである。

これまで武器輸出に関しては、①共産圏、②国連決議で武器輸出が禁止された国、③紛争当事国への武器輸出を禁止した佐藤内閣時の武器輸出三原則と、さらに、三原則対象地域以外への武器輸出や、国際紛争の助長を回避するために武器輸出を慎むという制約を加えた三木内閣時の政府統一見解の二つ（合わせた広義の武器輸出三原則）が、平和憲法の精神に沿うものとされてきた。

そもそも武器輸出は、世界の人びとを武力紛争に巻き込み、恐怖と欠乏を与えることで諸国民の平和的生存権（憲法前文）を侵害し、非戦・非武装によつて国際紛争を平和的に解決することを要請している憲法九条にも反するから、平和憲法の下では一切認められない。武器輸出三原則は、このような厳格な憲法解釈に基づくものではないが、非核三原則や集団的自衛権不行使原則などの政府見解と同様、国会でも確認され、平和憲法の精神に沿つた政策的原則（憲法慣習）として定着してきてるので、国会審議も経ずに閣議決定だけで、武器輸出三原則を撤廃することは許されない。

現実的には、中曾根内閣以降、日米間の武器技術供与など、武器輸出三原則の例外措置が徐々にとられ、野田民主党政権でも、日本の安全保障に資する国際共同開発・生産や平和構築目的での第三国への装備品供与が包括的に認められるようになっていた。安倍政権下では、二〇一三年三月一日の菅官房長官談話において、最新鋭ステルスF35戦闘機を共同開発中の米国等九カ国に日本が参加するに当たり、国内企業が製造した部品を米国政府の一元的管理の下で第三国（F35ユーザーアイ）に輸出することを、武器輸出三原則の例外として認める方針を決定している。

これまでの二二の例外措置を整理して決定された今回の「防衛装備移転三原則」は、二〇一三年一二月に閣議決定された「積極的平和主義」を基本理念とする「国家安全保障戦略」に基づくものであるが、その本質は、「死の商人」である軍需産業の活性化と利害関係国間での集団的自衛権行使体制（「戦争ができる国」「参戦国家」）づくりにあり、防衛装備移転が実際に規制できるかも疑わしい。すなわち、①第一に、防衛装備移転が禁止される紛争当事国が国連で禁輸された国に限定されたことと、それ以外の国のイスラエルなどへの輸出は事実上容認される。そうなると、上述のステルスF35戦闘機などがアメリカを通じてイスラエルに輸出なし供与され、中東地域の紛争要因を高めることになる。②第二に、防衛装備移転が認められるのは、平和貢献・国際協力の積極的推進や、同盟国等との共同開発・生産・安全保障等の観点から日本の安全保障に資する場合であるが、国家安全保障会議で審議されても国会でチエックできない。③第三に、防衛装備移転が認められる場合の適正管理として、目的外使用と第三国移転については日本の事前同意を相手国政府に義務づけるが、平和貢献に適切な場合、部品等を融通し合う国際システムに参加する場合、部品等をライセンス元に輸出する場合等は例外とされ、事前同意が不要となる。

上記「防衛装備移転三原則」の閣議決定がなされて間もなくの同年七月一七日、安倍政権は、イギリスとは戦闘機用ミサイル（F35搭載の空対空中距離ミサイル）を共同開発することについて、アメリカには迎撃ミサイル（パトリ

オット「PAC」2) 用部品を輸出することについて、国家安全保障会議で許可した。当該 PAC 用部品が組み込まれた完成 PAC 2 がアメリカから中東カタールに輸出されることも了承されたが、アメリカの同盟国であるカタールが中東において武器規制で平和貢献している国と認定してよいか疑問である。また、七月八日には、オーストラリアとは、日豪首相間で、防衛装備品・技術移転協定に署名がなされ、潜水艦関連技術の共同研究を推進することのほか、自衛隊とオーストラリア軍が共同訓練を行う方針も合意された。安倍首相は首脳会談で、日本政府の「積極的平和主義」や「集団的自衛権行使容認」の方針について説明し、オーストラリア首相から歓迎されたと報じられている。しかし、両国の合意は、アジアにおいて勢力を拡大する中国に対する抑止力（包囲網）の観点からなされているといえよう。それは、日豪共同声明において、アジアにおけるアメリカのリバランス（再均衡）政策を強く支持する方針が述べられていることからも窺われる。なお、防衛装備品の共同開発を進めるためには軍事機密など秘密情報のやり取りを管理し合う必要があるため、すでに秘密保護情報協定がアメリカ、イギリス、オーストラリアなどの国との間で締結されている。⁽⁴⁾ この点では、安倍政権が強行した特定秘密保護法との関連性にも留意する必要がある。

四 安倍政権の集団的自衛権行使容認論

— 「安保法制懇」の集団的自衛権行使容認論を中心に

集団的自衛権行使は憲法九条の下では許されないという従来の政府・内閣法制局見解を見直し、集団的自衛権行使は許されるというように憲法解釈を変更する作業が、安倍政権下の「安保法制懇」や閣議決定を通じて行われたこと、また、そこでの集団的自衛権行使容認論の特徴と若干の問題点の指摘については上述した通りであるが、ここでは、

集団的自衛権行使容認論に含まれている法理論的ないし法解釈論的な問題点について検討することにする。ただし、ここで取り上げるのは、閣議決定の基になつてゐる「安保法制懇」見解と、とりわけ当該報告書を書いた有識者委員（一四名）のうち、著書や論文などでも一般的に知りうる国際法（村瀬信也）、国際政治（佐瀬昌盛）、憲法（西修）の論者三名のほぼ共通する見解である。⁽²⁹⁾ その詳しい検討は別稿に譲ることにして、以下では、それらの要点を簡潔に概観して検討するにとどめる。⁽³⁰⁾

1 集団的自衛権行使容認論の特色

集団的自衛権行使容認論は、世論受けする言い方では、集団的自衛権は国際法上有するにもかかわらず国内的に権利行使できないという解釈はおかしいというものであるが、その論理展開に含まれてゐる個々の主張命題ないし論理構成の諸要素は、以下のものである。

- ①集団的自衛権は個別的自衛権とともに、国連憲章五一条で各国の「固有の権利」と規定されており、放棄できない自然権である。
- ②集団的自衛権を明確に禁ずる憲法規定がない限り、各國は集団的自衛権を保有し行使できる。
- ③個別の自衛権と集団的自衛権は、国家の自衛権として不可分なものとして保有されている。
- ④砂川事件最高裁判決は、国家固有の権利による自衛措置として集団的自衛権行使を禁じていない。
- ⑤従来政府見解でいう集団的自衛権行使が「許されない」という主張は、憲法（解釈）によるものではなく、政策的抑制にすぎないから、政策変更だけで変えることができる。
- ⑥憲法九条は侵略的武力行使（戦争）以外は禁止していないから、個別的自衛権以外にも、集団的自衛権や国連集

団的安全保障のための自衛隊海外派遣をすべて容認している。

⑦集団的自衛権は海外での「武力行使」に限定されず、米軍の海外戦争における日本の基地提供、自衛隊の多国籍軍への後方支援も含み、いずれも憲法九条で容認できる。

⑧以上の見解を踏まえ、かつ、集団的自衛権（制度）は国際的に評価でき、確立した国際法であるから、結論として、憲法九八条（確立した国際法の遵守規定）によつて国内的にも遵守すべきである。

2 集団的自衛権行使容認論の問題点

上述の集団的自衛権行使容認論については、以下のようないかがわしい疑問点を指摘することができよう。

①について。自衛権は国連憲章では「固有の自衛権」と規定されていることは確かであるが、それを放棄できないような「自然権」と解するのは、少なくとも集団的自衛権に関する限り、国連憲章制定過程で初めて導入された政治性のある概念であり、国際法的に義務を伴うものでもないから、各國憲法で放棄することも可能である。個別的自衛権についても、一切の武力を保持しない憲法九条のような憲法下では放棄されているとする有力な少數説も唱えられている（多数説は武力によらない自衛権説）。また、法理論的にいえば、自然権は個人の人権には妥当するが、国家や國家権限の一つにすぎない自衛権にも同様に付与することは、社会契約論や立憲主義の観点からは疑問である。なお、自民党の改憲草案においては、国家の自衛権を自然権とする一方、人権を自然権と捉えずに公益等で制限できるものと説明されている。

②について。集団的自衛権を含め自衛権は憲法では一般的には規定されていないからといって、上述したように、自然権的に存在するものとして捉えるべきではない。とりわけ集団的自衛権の有無については、本来的な個別の自衛

権とは異なり、憲法規定の構造から判断すべきである。

③について。国連憲章五一条では、各国が個別的自衛権または集団的自衛権の行使が可能なことが規定されているだけで、二つの自衛権は不可分ではなく、集団的自衛権行使だけを禁止したり、放棄することも可能である。伝統的な武装永世中立国では個別的自衛権は容認するが、集団的自衛権は国際法（条約）上も憲法上も行使できない。⁽²²⁾

④について。砂川最高裁判決は、個別的自衛権を念頭にした自衛措置として駐留米軍の是非を争点にしたもので、自衛隊の海外派兵のような集団的自衛権を念頭にしていない。また判決が最高裁長官と日本政府（外務省）や、駐日大使の密約的な事前協議に沿って下されているにもかかわらず、判決以前も以降も、集団的自衛権行使が認められないという政府見解が基本的に一貫して維持されていることからみて、砂川最高裁判決が集団的自衛権行使を容認しているという解釈には無理がある。⁽²³⁾

⑤について。従来の内閣法制局は、集団的自衛権行使が「許されない」という主張を憲法（解釈）論として理解してきたから、集団的自衛権行使を容認するには憲法改正によるべきであると説明してきた。学説の多数も集団的自衛権行使は違憲と解していることから、集団的自衛権行使が「許されない」という主張を政策的抑制にすぎないと解するところには疑問がある。

⑥について。憲法九条は侵略的武力行使（戦争）以外は禁止していないという解釈は、憲法学では極めて少数の見解であるが、通常の外国憲法ならともかく、憲法九条の独自性を考慮すると支持できない。

⑦について。米軍の海外戦争における日本の基地提供などは、自衛隊の海外派兵という意味の集団的自衛権行使（狭義の集団的自衛権）ではないが、米軍への後方支援的な戦争加担行為であり、中立義務に反する交戦権行使でもあるから、広義では集団的自衛権行使に該当するといえよう。⁽²⁴⁾ その限りでは、「安保法制懇」委員らの集団的自衛権概念の

理解が国際法的には妥当であるとしても、いずれの集団的自衛権概念も、憲法九条では容認できない。

⑧について。集団的自衛権（制度）が国際的に評価される形で定着していると理解することに疑問がある。国際法学や国際司法裁判所などでは、確かに集団的自衛権行使の要件を厳格にする試みがなされてきたとはいえ、これまで集団的自衛権が行使された事例を見る限り、米ソを中心と濫用されてきており、正当な集団的自衛権行使の例はほぼ皆無である。したがって、このような憲法九条に反する事態をもたらす集団的自衛権（制度）は、憲法九八条を介して国内的に導入できるようなものではない。

以上のことから、集団的自衛権に関する「安保法制懇」の委員らの見解や当該報告書の前提にある考え方については賛成できない。

五 おわりに

安倍政権は、「積極的平和主義」に基づく安全保障政策を推進するため、憲法九条をもつ現行の平和憲法に対し、様々な手法を用いて明文改憲とともに、解釈や政策運用による実質的改憲を試みてきている。特定秘密保護法の制定や国家安全保障基本法案などの準備は立法による解釈改憲の一環である。集団的自衛権行使の容認や武器輸出三原則の撤廃に関する閣議決定、あるいは国家安全保障戦略の具体的実施などは政府の政策運用による解釈改憲の一環とみることができるよう。安倍首相にとつては、そのような改憲戦略と安全保障政策は「戦後レジームからの脱却」、いわば戦後平和憲法体制の根本的否定を図ろうとするものである。⁽⁸⁾

上記の安全保障政策の中で、安倍政権が最も実現したいのは集団的自衛権行使容認であるが、その主要な眼目は対

等な日米軍事同盟関係をつくることにある。しかし、集団的自衛権（体制）が、国際社会において、同盟国間ににおいて大国が中小国に対しても政治的・軍事的な支配従属関係を維持する機能を果してきていることに鑑みると、自衛隊が米軍とこれまで以上に一体化して行動せざるをえず、日本の対米従属がいつそう進むことになろう。

自衛隊に対し、よりグローバルな地域で多国籍軍とともに前線で戦闘行為に参加する形での集団的自衛権行使が認められるようになると、自衛隊の活動は、これまでのような米軍を中心とする多国籍軍の後方支援活動にとどまるという制約はなくなる。外国兵士と自衛隊員の間では、互いに殺したり、殺されたりする関係も生ずることになろう。

今回の閣議決定においても、集団的自衛権を行使し合う密接な利害関係国は、日米間に限定されていない。その目的は、例えば、日本の石油輸送ルートを守るために（シーレーン防衛）、オーストラリアやインドなどとの間でも集団的自衛権を行使できるようになることであるが、それは、アジア地域においては、中国包囲を念頭にした海洋安全保障戦略でもある。しかし、安倍政権が韓国や中国と歴史認識・従軍慰安婦・靖国神社などに関する問題で強硬姿勢をとったり、領土問題をめぐり武力紛争に発展することを、最近のアメリカは危惧している。それは、アメリカが安倍政権の集団的自衛権行使容認論を歓迎してはいるが、その集団的自衛権行使がアメリカの戦後対日政策の否定的意味合いをもつ「戦後レジームからの脱却」や日本のナショナリズムと一緒に進められることに対する警戒である。このようないわばからみると、安倍政権の集団的自衛権行使を含む「積極的平和主義」を強引に進めることには現実的には制約とジレンマがあるといえよう。⁽²⁵⁾

それはともかく、そもそも集団的自衛権行使することは、自國と密接な利害関係にある国を攻撃した他国に対して、自國が攻撃されていないにもかかわらず援助（他国防衛）するために先制攻撃することにもなるから、他国から自國が反撃され、武力紛争に巻き込まれることになることを覚悟しなければならない。また、集団的自衛権は国際社

会で戦争を正当化するために濫用してきた歴史があることなどを考慮すると、肯定的に評価することはできない。

以上のことからすると、集団的自衛権行使は憲法九条の下では認められないとしてきた従来の政府見解は評価に値する。また、安倍政権の集団的自衛権行使容認論に対し、従来の政府見解を論拠にして批判していくことは、運動論的には有意義なことである。⁽²¹⁾しかし、安倍政権の集団的自衛権行使容認論を批判するさいに、従来の政府見解を無批判に受容することは、広義の集団的自衛権（米軍の海外戦争時の後方支援や基地提供）を前提とする日米安保体制や、武力的な個別的自衛権（戦力としての自衛隊）を容認する恐れがある。そうなると、日米安保体制に代わる安全保障の代案を提示する障害になる。そこで、最後に、筆者が考える安全保障の代案を簡潔に述べておくことにする。

日本は現実には永世中立国ではないが、憲法九条の非戦・非武装を前提にした交戦権放棄規定により、第三国間のいかなる武力紛争にも軍事的に加担しない中立義務を恒常的に負っているとすれば、それは非武装永世中立が要請されていると解することができる。非武装でなくとも永世中立であれば、個別的自衛権は別として、軍事同盟や海外派兵を容認する集団的自衛権行使が禁止されているだけでなく、同権利自体が放棄されていると解することもできる。このような内容をもつ永世中立の理念を国連との関係で生かすことは、国連憲章が例外的に認めるにすぎない集団的自衛権行使体制を縮小させていくと言力ともなりうる。アジア地域（東北アジア、アセアンなど）においても、永世中立は軍事的緊張を緩和させ、非核・中立地帯化を提言していくに意義がある。もちろん、そのような提言を現実化するには、憲法九条が存続し、それに基づいて日米安保体制を破棄する政権が誕生する必要があろう。⁽²²⁾

- (1) 条文に即した筆者による体系的な検討は、澤野義一「自民党憲法改正草案の検討」大阪経済法科大学『法学論集』七二号（二〇一四年）九五頁以下参照。
- (2) 田畠忍「憲法学原論・下巻」（有斐閣、一九五六六年）四七八—四八四頁。
- (3) 青井未帆「閣議決定で決められるものではない」「世界」（岩波書店）二〇一四年九月号一四九頁以下、豊下橋彦・古閑彰一「集団的自衛権と安全保障」（岩波書店、二〇一四年）二三三二頁以下（古閑執筆）など参照。
- (4) 阪田雅裕「『限定』であつても、日本の平和主義を大きく変容させる」奥平康弘・山口二郎編『集団的自衛権の何が問題か』（岩波書店、二〇一四年）二〇九—二一〇頁、村上正泰「集団的自衛権と『戦後レジーム』」「表現者」（MXエンターテインメント）二〇一四年九月号一〇一—一〇二頁など参照。
- (5) 澤野義一「有事法制化の動向と憲法問題」同『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）一九三頁以下、安全保障問題研究会「際限なき海外派兵へ」「世界」（岩波書店）二〇一四年九月号一七四—一七六頁など参照。
- (6) 上田勝美「世界平和と人類の生命権確立」および浦部法穂「平和的生存権と『人間の安全保障』」深瀬忠一・上田勝美・稻正樹・水島朝穂編『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会、二〇〇八年）収録、小林武「平和的生存権の弁証」（日本評論社、二〇〇六年）、山内敏弘「人権・主権・平和」（日本評論社、二〇〇三年）、浦田一郎「現代の平和主義と立憲主義」（日本評論社、一九九五年）、深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」（岩波書店、一九八七年）、奥野恒久「平和的生存権と憲法九条」憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と人権・民主主義』（法律文化社、二〇一二年）収録、澤野義一「人権と平和」吉田康彦編『21世紀の平和学』（明石書店、二〇〇五年）など参照。
- (7) 具体的な諸問題については、飯田泰士「集団的自衛権」（彩流社、二〇一四年）一三三—一四二頁、水島朝穂「安保法制懇の『政局的平和主義』」「世界」（岩波書店）二〇一四年五月号八一頁以下、阪田雅裕「『限定』であつても、日本の平和主義を大きく変容させる」（前掲）一一〇頁以下、安全保障問題研究会「際限なき海外派兵へ」（前掲）一六九頁以下、高作正博編『ここがおかしい集団的自衛権』（合同出版、二〇一四年）、伊藤真「やっぱり九条が戦争を止めていた」（毎日新聞社、二〇一四年）、小林節「白熱講義！集団的自衛権」（KKベストセラーズ、二〇一四年）など参照。
- (8) 松田竹男「集団的自衛権論の現在」法律時報増刊「安保改定50年」（日本評論社、二〇一〇年）六七頁、山形英郎「国際

安倍政権の改憲戦略と安全保障政策の検討

- (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)
- 法からみた集団的自衛権行使容認論の問題点」渡辺治ほか「集団的自衛権行使容認を批判する」(日本評論社、二〇一四年)四〇頁以下など参照。
- 青井未帆『国家安全保障基本法批判』(岩波書店、二〇一四年) 参照。
- 「恒久派兵法」の検討は、澤野義一『平和憲法と永世中立』(法律文化社、二〇一二年) 一三〇頁以下参照。
- 村上誠一郎「日本は『ワイマールの落日』を繰り返すな」奥平康弘・山口二郎編『集団的自衛権の何が問題か』(前掲)二九五頁以下参照。
- 澤野義一「自民党憲法改正草案の検討」(前掲) 一二六頁、一一三一一五頁。
- 飯田泰士『集団的自衛権』(前掲) 三九頁以下参照。
- 豊下橋彦・古閑彰一「集団的自衛権と安全保障」(前掲) 一六七一六八頁(古閑執筆)。ヨハン・ガルトウングについては、高柳先男ほか訳『構造的暴力と和平』(中央大学出版部、一九九一年)など参照。
- 豊下橋彦・古閑彰一「集団的自衛権と安全保障」(前掲) 一八八一九八頁(豊下執筆)、斎藤貴男『戦争のできる国へ』(朝日新聞出版、二〇一四年) 三〇一三七頁、半田滋『日本は戦争をするのか』(岩波書店、二〇一四年) 八五一二〇頁、柳澤協二『亡国の安保政策』(岩波書店、二〇一四年) 七一一七九頁など参照。
- 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(大阪経済法科大学出版部、二〇〇二年) 一八一一八三頁、二一四一三〇頁参照。
- 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(前掲) 一二二頁以下、同『平和憲法と永世中立』(前掲) 五三頁以下参照。
- 村井敏邦・田島泰彦編『特定秘密保護法とその先にあるもの』(日本評論社、二〇一四年)、海渡雄一・清水勉・田島泰彦編『秘密保護法 何が問題か』(岩波書店、二〇一四年)、石坂悦男「秘密保全法と情報公開」『社会志林』五九巻三号(二〇一二年)など参照。
- 阿戸知則「武器輸出三原則の放棄と日米軍需産業の展開」『経済』(新日本出版社) 二〇一四年八月号三七頁以下、豊下橋彥・古閑彰一『集団的自衛権と安全保障』(前掲) 一七八一九頁(豊下執筆)など参照。
- 村瀬信也『安全保障に関する国際法と日本法』(ジュリスト)(有斐閣) 一三四九号(二〇〇八年)、佐瀬昌盛『集団的自衛権』(PHP研究所、二〇〇一年)、西修『日本国憲法を考える』(文芸春秋、一九九九年)など。その他、石破茂「日本人の

ための「集団的自衛権」（新潮社、二〇一四年）、安倍政権の集団的自衛権行使容認論を正当化する諸論稿を掲載した雑誌の特集として、『中央公論』（中央公論新社）二〇一四年六月号、「正論」（産経新聞社）二〇一四年九月号など参照。

(21) 筆者の詳しい検討は別稿、澤野義一「集団的自衛権と永世中立」の公表を近々予定しているが（共著『北東アジアの平和構築』大阪経済法科大学出版部）、集団的自衛権容認論に対する筆者の批判的スタンスは、澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』（前掲）収録の論文「日本における個別的および集団的自衛権論の検討」（三〇四頁以下）で、つとに提示している。その他、浦田一郎「自衛力論の論理と歴史」（日本評論社、二〇一二年）豊下楳彦「集団的自衛権とは何か」（岩波書店、二〇〇七年）など参照。

(22) 安倍内閣としても、集団的自衛権と個別的自衛権を区別している国の例として、集団的自衛権行使を想定していない永世中立国（スイスやオーストリア）、軍隊を保持していないコスタリカなどがあることを認識している（二〇一四年六月二日衆院安全保障委員会外務委員会連合審査会での岸田外務大臣の答弁）。

(23) 高見勝利「砂川事件最高裁判決、田中補足意見『必要最小限度』の行使」奥平康弘・山口一郎編『集団的自衛権の何が問題か』（前掲）収録（一六一頁以下）、浦田一郎「集団的自衛権はどのように議論されてきたか」渡辺治ほか『集団的自衛権行使容認を批判する』（前掲）六七頁以下など参照。

(24) 狹義と広義の集団的自衛権概念について、広瀬善男「日本の安全保障と新世界秩序」（信山社、一九九七年）二一一頁以下、豊下楳彦「集団的自衛権とは何か」（前掲）七五一八四頁。

(25) 安倍晋三「新しい国へ」（文芸春秋、一〇一三年）参照。

(26) 豊下楳彦・古関彰一「集団的自衛権と安全保障」（前掲）五九頁以下（豊下執筆）参照。

(27) 阪田雅裕や宮崎礼壹ら元内閣法制局長官の見解（阪田「限定」であっても、日本の平和主義を大きく変容させる」「前掲」、宮崎「憲法九条と集団的自衛権は両立できない」「世界」二〇一四年八月号）、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める憲法学者一六〇名の声明（二〇一四年八月五日）、柳澤協一「亡國の安保政策」（前掲）、松竹伸幸「集団的自衛の深層」（平凡社、一〇一三年）など。なお、松竹の著書は、安倍政権の集団的自衛権行使容認論を批判的に検討している点では評価できるが、一般的な解釈論としては、憲法九条の下での集団的自衛権（および自衛力による個別的自衛権）

の保有と行使を容認し、安全保障における「中立」論に否定的な立場をとっている点は、ここでは詳論しないが、私見からは疑問がある。

(28) 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』や『平和憲法と永世中立』(前掲)など参照。なお、筆者の集団的自衛権批判と永世中立論に基づいて、自衛隊のイラク派兵や政府の集団的自衛権見直し論を批判している論稿として、名古屋高裁訴訟の原告側訴訟準備書面(二〇〇七年七月九日)や、伊藤述史『現代日本の保守主義批判』(御茶の水書房、二〇〇八年)二四二頁などがある。

【付記】

本稿は二〇一四年九月末に脱稿しているため、その後の安倍政権の安全保障政策の動向については言及していないが、同年一〇月八日には、「積極的平和主義」に基づき日米同盟をよりグローバルに展開するとともに、アジア地域においては中国脅威論にも対処するために、現行日米防衛協力指針(ガイドライン)を改定する「中間報告」が公表されている。また、一二月一〇日には特定秘密保護法が多く問題を残したまま施行されることになった。さらに、第二次安倍政権の二年間の政治運営の是非を問う衆議院総選挙が一二月一四日に行われたが、二〇一二年一二月の総選挙と同様、自民党は単独過半数を維持し、改憲諸政党としては、国会において憲法改正提案に必要な三分の二議席を確保した。今後の第三次安倍政権は国民の「信任」を得たとして、これまでの政策について引き続き実行する方針を示している。

